

Actus Newsletter

令和 8 年分の年末調整に係る改正ポイント



近年の物価上昇やいわゆる「年収の壁」への対応を目的として、令和 8 年度税制改正において所得税の基礎控除等の見直しが行われました。給与所得者においては、令和 8 年分の年末調整から基礎控除や給与所得控除の引き上げが適用されます。今回は、年末調整に係る主な改正ポイントについて解説します。

■基礎控除の引上げ

基礎控除額は、合計所得金額 2,350 万円以下の人について、所得金額に応じて引き上げられております。本則部分が 58 万円から **62 万円**に引き上げられ、さらに令和 8 年・9 年分は、中低所得者を対象とした特例が拡充され**最大 104 万円**となっております。合計所得金額 2,350 万円超の人の基礎控除額は改正前と同様です。

合計所得金額 (令和 8・9 年分における収入が 給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額(改正された範囲)			
	改正前		改正後	
	令和 8 年分	令和 9 年分～	令和 8・9 年分	令和 10 年分～
132 万円以下 (2,060,000 円以下)	95 万円			99 万円
132 万円超 336 万円以下 (2,060,000 円超 4,751,999 円以下)	88 万円	58 万円	104 万円	62 万円
336 万円超 489 万円以下 (4,751,999 円超 6,655,556 円以下)	68 万円			
489 万円超 655 万円以下 (6,655,556 円超 8,500,000 円以下)	63 万円		67 万円	
655 万円超 2,350 万円以下 (8,500,000 円超 2,545 万円以下)	58 万円		62 万円	

■給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が 65 万円から **69 万円**に引き上げられました。令和 8 年・9 年分は 5 万円の特例加算があり **74 万円**になります。令和 8 年・9 年において給与収入が **69 万 1 千円以上 220 万円未満**の場合の給与所得金額は、下表の金額になります。なお、給与所得控除の上限額は改正前と同様 195 万円です。

給与等の収入金額	その給与等に係る給与所得の金額
691,000 円以上 741,000 円未満	なし
741,000 円以上 2,191,000 円未満	その収入金額 - 740,000 円
2,191,000 円以上 2,193,000 円未満	1,451,000 円
2,193,000 円以上 2,196,000 円未満	1,453,000 円
2,196,000 円以上 2,200,000 円未満	1,456,000 円

■扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引き上げに伴い扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が以下のとおりになりました。

扶養親族等の区分	所得要件※1 (令和 8・9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正前	改正後
扶養親族 / 同一生計配偶者 / ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	62 万円以下 (136 万円以下)
特定親族	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 2,015,999 円以下)	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	89 万円以下 (163 万円以下)

※1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

■23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料に係る一般生命保険料控除については、23 歳未満の扶養親族を有する場合、令和 8 年・9 年分に限り以下の計算方法となり、控除額は最大で 6 万円です。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。

■源泉徴収票のみなし提出の特例

令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき令和 8 年分以後の給与所得の源泉徴収票については、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署へ源泉徴収票を提出する必要がなくなります。



Q1. 特定扶養親族と特定親族の違いは何ですか？

A 特定扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族のうち 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 62 万円以下（給与所得のみの場合の令和 8 年中の収入金額が 136 万円以下）の人をいい、「扶養控除」の対象となります。また、合計所得金額が 62 万円超 123 万円以下（給与所得のみの場合の令和 8 年中の収入金額が 136 万円超 197 万円以下）の人については特定親族に該当し、対象者は「特定親族特別控除」の対象となり、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。

なお、令和 8 年分では平成 16 年 1 月 2 日から平成 20 年 1 月 1 日までの間に生まれた人が該当します。これらの対象者がいる場合、配偶者控除と同様に令和 8 年中の所得の見積額を確認する必要があります。

Q2. 従業員（受給者）への源泉徴収票の交付はどのようになりますか？

A 給与支払報告書を受給者の住所地の各市区町村に提出し、源泉徴収票のみなし提出の特例の適用をしたとしても、従業員（受給者）への源泉徴収票の交付は引き続き行う必要があります。

Q3. 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出は必要ですか？

A 令和 9 年 1 月 1 日以降、市区町村へ給与支払報告書を提出した給与については、源泉徴収票のみなし提出の特例により、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされます。そのため、給与所得の源泉徴収票のみを提出していた場合には、法定調書合計表の提出は不要となります。

ただし、退職所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金などの支払調書等を提出する必要がある場合は、引き続き税務署へ法定調書合計表の提出が必要となります。

なお、その場合であっても、給与支払報告書を市区町村へ提出している給与については、法定調書合計表の「給与所得の源泉徴収票合計表」欄の記載は不要となります。

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
【立川事務所】東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F TEL:042-548-8001
【大阪事務所】大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
【長野事務所】長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F TEL:0265-59-8070
【名古屋事務所】愛知県名古屋市中丸の内2-19-32パインツリー丸の内 TEL:052-228-7845
【京都事務所】京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101UN四条烏丸ビル7F TEL:075-279-4238

<https://www.actus.co.jp>

info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

